

令和3年度  
身体障害者福祉専門分科会の審査状況について  
(保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課)



# 令和3年度身体障害者福祉専門分科会審査部会審査状況

## 1 身体障害者福祉法に基づく医師の指定に係る審査

審査回数	計	11回
審査件数	計	86件
うち指定件数	計	86件（実人数80名）

※指定件数と実人数との差は、複数の診療科で指定を受けている医師がいるため。

## 2 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（育成医療・更生医療）機関の指定等に係る審査

審査回数	計	5回
審査件数	計	8件
うち指定件数	計	8件

## 3 身体障害者手帳交付に係る障害程度の審査

審査回数	計	12回
審査件数	延べ	120件（実審査件数 118件）

※疑義が生じ、同一事案について複数回審査したものがある。

### <実審査件数の内訳>

手帳交付非該当の判定	計	86件
医師の意見どおりの判定	計	13件
その他の等級として判定	計	19件
	計	118件

## 4 障害児福祉手当及び特別障害者手当の認定等処分に対する不服申立てに関する審査

審査回数	計	0回
審査件数	延べ	0件（実審査件数 0件）

### ・ 障害児福祉手当

原処分取消	0件
棄却	0件
次年度以降継続審査	0件

### ・ 特別障害者手当

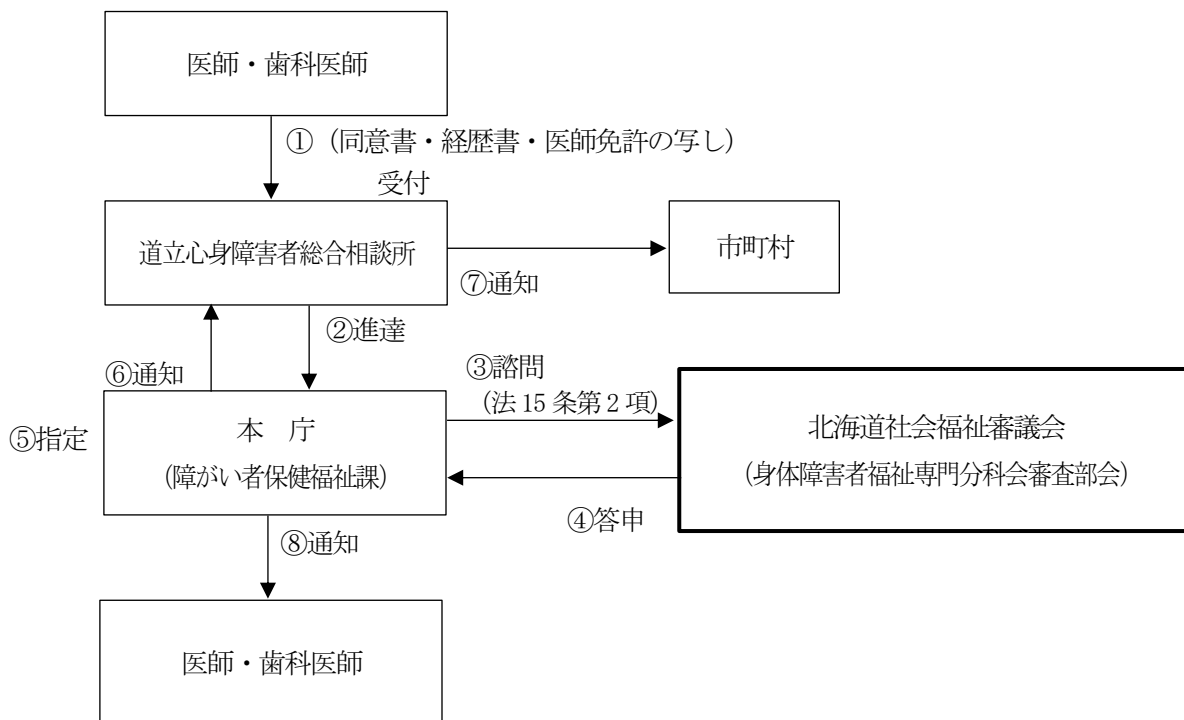
原処分取消	0件
棄却	0件
次年度以降継続審査	0件

# 1 身体障害者福祉法に基づく医師の指定に係る審査

	第 1 回		第 2 回		第 3 回		第 4 回		第 5 回		第 6 回	
	諮問 令和3年4月15日		諮問 令和3年5月18日		諮問 令和3年6月17日		諮問 令和3年7月20日		諮問 令和3年8月16日		諮問 令和3年9月17日	
	答申 令和3年4月27日		答申 令和3年5月21日		答申 令和3年6月22日		答申 令和3年7月27日		答申 令和3年8月23日		答申 令和3年9月23日	
	審査件数	指定件数	審査件数	指定件数	審査件数	指定件数	審査件数	指定件数	審査件数	指定件数	審査件数	指定件数
眼 科	1	1	1	1								
耳鼻咽喉科												
神経内科											1	1
気管食道科												
形成外科												
整形外科	2	2	2	2	1	1	3	3				
外科	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
内科	3	3	4	4	3	3	6	6			2	2
小児科	1	1	1	1								
呼吸器科												
脳神経外科	1	1	2	2			1	1				
呼吸器内科												
呼吸器外科												
小児外科												
リハビリテーション科					1	1	1	1			2	2
循環器科											1	1
心臓血管外科			1	1			2	2			1	1
泌尿器科											3	3
消化器科又は胃腸科												
消化器内科	1	1	4	4								
消化器外科												
リウマチ科												
循環器内科												
腎臓内科												
人工透析内科												
産婦人科	2	2							1	1		
歯 科												
合 計	12	12	16	16	6	6	14	14	2	2	10	10
(実人数合計)	(11)	(11)	(16)	(16)	(5)	(5)	(13)	(13)	(2)	(2)	(8)	(8)

	第 7 回		第 8 回		第 9 回		第 10 回		第 11 回		第 12 回		合計	
	諮問 令和3年10月18日		諮問 令和3年11月16日		諮問 令和3年12月14日		諮問 令和4年1月19日		諮問 令和4年2月10日		諮問 ー		審査件数	指定件数
	答申 令和3年10月26日		答申 令和3年11月20日		答申 令和3年12月17日		答申 令和4年1月24日		答申 令和4年2月15日		答申 ー			
	審査件数	指定件数	審査件数	指定件数	審査件数	指定件数	審査件数	指定件数	審査件数	指定件数	審査件数	指定件数		
眼 科													2	2
耳鼻咽喉科													0	0
神経内科													1	1
気管食道科													0	0
形成外科													0	0
整形外科			1	1									9	9
外科	1	1			1	1	2	2					9	9
内科	4	4	3	3	5	5			3	3			33	33
小児科	2	2											4	4
呼吸器科													0	0
脳神経外科			1	1									5	5
呼吸器内科													0	0
呼吸器外科													0	0
小児外科													0	0
リハビリテーション科	1	1	1	1									6	6
循環器科													1	1
心臓血管外科													4	4
泌尿器科													3	3
消化器科又は胃腸科													0	0
消化器内科													5	5
消化器外科													0	0
リウマチ科													0	0
循環器内科													0	0
腎臓内科													0	0
人工透析内科													0	0
産婦人科									1	1			4	4
歯 科													0	0
合 計	8	8	6	6	6	6	2	2	4	4	0	0	86	86
(実人数合計)	(8)	(8)	(5)	(5)	(6)	(6)	(2)	(2)	(4)	(4)	0	0	(80)	(80)

## 身体障害者福祉法に基づく医師の指定の流れ



### 〈参考〉

#### 身体障害者福祉法

第15条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。（略）

2 前項の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、厚生労働大臣の定めるところに従い、かつ、その指定に当たっては、社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

## 身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定要件

### 1 法第15条指定医師

法第15条第2項に基づき知事が定める医師の指定は、「身体障害者福祉法施行規則第3条第1項の規定による医師の指定基準」（昭和29年5月28日厚生省告示第140号）、「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」（平成21年12月24日障発1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、「聴覚障害に係る指定医の専門性の向上について」（平成27年1月29日障企発0129第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）、「身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定にかかる資格要件について」（昭和62年5月25日福祉第373号北海道民生部長通知）に定める基準による。

### 2 歯科医師

口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関する歯科医師の指定は、「口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関する歯科医師の指定について」（平成16年6月4日障福第461号北海道保健福祉部長通知）により法第15条指定医師の指定に準じることとする。

表1 関係規程の指定要件

関係規程		主な要件
法 第 1 5 条 指 定 医 師	身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて（平成21年12月24日障発1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	① 対象となる障害の医療に関係のある診療科名を標榜している病院又は診療所において診療に従事し、かつ、その診断に関する相当の学識経験を有する医師であること ② 対象となる障害の医療に関係のある診療科名は、医療法施行令第3条の2に規定された診療科であり、その診療科名及び留意点を例示すると、表2のとおりであること。 ③ 医籍登録日、担当しようとする障害分野、職歴、主たる研究歴と業績等を審査し、専門性を確保すること。
	聴覚障害に係る指定医の専門性の向上について（平成27年1月29日障企発第0129第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）	① 聴覚障害に係る法第15条第1項に規定する医師については、原則として、耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医（以下、「専門医」という。）を指定すること。 ② 地域の実情等により専門医ではない耳鼻咽喉科の医師又は耳鼻咽喉科以外の医師を指定する場合は、聴力測定技術等に関する講習会の受講を推奨するなど専門性の向上に努める。
	身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定に係る資格要件について（昭和62年5月25日福祉第373号北海道民生部長通知）	医師の指定申請は、医師免許証取得後5年の医師経験を有する者であること
歯 科 医 師	口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関する歯科医師の指定について（平成16年6月4日障福第461号北海道保健福祉部長通知）	① 指定手続きは、法第15条指定医師に準じること ② 資格要件は、歯科医師免許取得後5年の歯科医師経験を有する者であること

表2 対象となる障害に関係のある診療科名及び留意点の例示

障害種別 診療科名	視覚障害	聴覚障害	平衡機能障害	音声・言語機能障害	そしゃく機能障害	肢体不自由	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害※3	肝臓機能障害
	※1	※2										※3	
眼科、小児眼科	○												
耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科		○	○	○	○								
気管食道・耳鼻いんこう科		○	○	○	○								
神経内科	○	○	○	○	○	○				○			
脳神経外科	○	○	○	○		○							
気管食道内科、気管食道外科				○	○				○				
形成外科				○	○	○							
整形外科						○							
内科				○		○	○	○	○	○	○	○	○
小児科						○	○	○	○	○	○	○	○
外科						○	○	○	○	○	○	○	○
小児外科						○	○	○	○	○	○		○
リハビリテーション科			○	○	○	○	○		○				
リウマチ科						○							
循環器内科							○	○					
心臓内科、心臓外科							○						
心臓血管外科							○						
胸部外科							○		○				
腎臓内科、人工透析内科								○					
移植外科								○					○
泌尿器科、小児泌尿器科								○		○			
呼吸器内科									○			○	
呼吸器外科									○				
消化器内科、消化器外科										○	○		○
腹部外科											○		○
胃腸内科											○		
肝臓内科、肝臓外科													○
血液内科、感染症内科												○	
産婦人科										○ (婦人科)		○	
気管食道科				○	○				○				
循環器科							○	○					
呼吸器科									○			○	
消化器科、胃腸科										○	○		
(神経科、理学診療科、放射線科)						○							
(麻酔科)								○					

※1 眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。

※2 耳鼻科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。

※3 エイズ治療拠点病院での従事経験があることが望ましい。

注1 気管食道科、循環器科、呼吸器科、消化器科及び胃腸科については、平成20年3月31日以前から標榜しており、看板の書き換え等、広告の変更を行っていない場合に限る。

注2 現在、神経科、理学診療科、放射線科及び麻酔科については、その診療科名での指定はしていない。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
 自立支援医療（育成医療・更生医療）機関の指定等に係る審査

区分	第1回		第2回		第3回		第4回		第5回		第6回	
	諮問 令和3年4月14日		諮問 令和3年5月17日		諮問 令和3年6月16日		諮問 ー		諮問 ー		諮問 ー	
	答申 令和3年4月28日		答申 令和3年5月26日		答申 令和3年6月24日		答申 ー		答申 ー		答申 ー	
	審査件数	指定件数	審査件数	指定件数	審査件数	指定件数	審査件数	指定件数	審査件数	指定件数	審査件数	指定件数
眼科												
耳鼻咽喉科												
口腔												
整形外科												
形成外科												
中枢神経												
脳神経外科												
心臓脈管外科												
心臓移植												
腎臓	3	3	1	1	1	1						
腎移植												
小腸												
肝臓移植												
歯科矯正												
免疫												
合計	3	3	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0

区分	第7回		第8回		第9回		第10回		第11回		第12回		合計	
	諮問 令和3年10月15日		諮問 ー		諮問 ー		諮問 令和4年1月18日		諮問 ー		諮問 ー		審査 件数	指定 件数
	答申 令和3年10月27日		答申 ー		答申 ー		答申 令和4年1月27日		答申 ー		答申 ー			
	審査件数	指定件数	審査件数	指定件数	審査件数	指定件数	審査件数	指定件数	審査件数	指定件数	審査件数	指定件数	審査件数	指定件数
眼科							1	1					1	1
耳鼻咽喉科													0	0
口腔													0	0
整形外科													0	0
形成外科													0	0
中枢神経													0	0
脳神経外科													0	0
心臓脈管外科													0	0
心臓移植													0	0
腎臓							1	1					6	6
腎移植													0	0
小腸													0	0
肝臓移植													0	0
歯科矯正	1	1											1	1
免疫													0	0
合計	1	1	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	8	8



## 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定基準

- 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。
- 2 保険医療機関として指定を受けていること。
- 3 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。なお、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。

  - (1) 眼科に関する医療を担当する医療機関にあつては、ゴールドマン視野計又は自動視野計あるいはこれに準じる設備を有していること。
  - (2) 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。
  - (3) 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお、心臓移植後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植術後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。
  - (4) 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあつては、血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。
  - (5) 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。
  - (6) 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植術後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。
  - (7) 免疫に関する医療を担当する医療機関にあつては、各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。
  - (8) 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。
  - (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項

に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護を行っており、かつ、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

4 病院及び診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。

ただし、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師にあつては、当該指定自立支援医療機関において、障害の治療に対する診療時間が十分に確保され、当該医師が不在の場合においても、当該指定自立支援医療機関の常勤歯科医師による応急的な治療体制が整備されている場合については、専任の歯科医師でも差し支えない。

(2) それぞれの医療の種類の種類につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上あること。適切な医療機関とは、大学専門教室（大学院を含む。）、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規制等に基づく教育病院、教育関連病院等を指すものであること。

(3) 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあつては、(1)及び(2)に掲げる要件のほか、次の事項についても審査すること。

ア 中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

イ 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

ウ 腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

エ 腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

オ 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

カ 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

キ 歯科矯正に関する医療

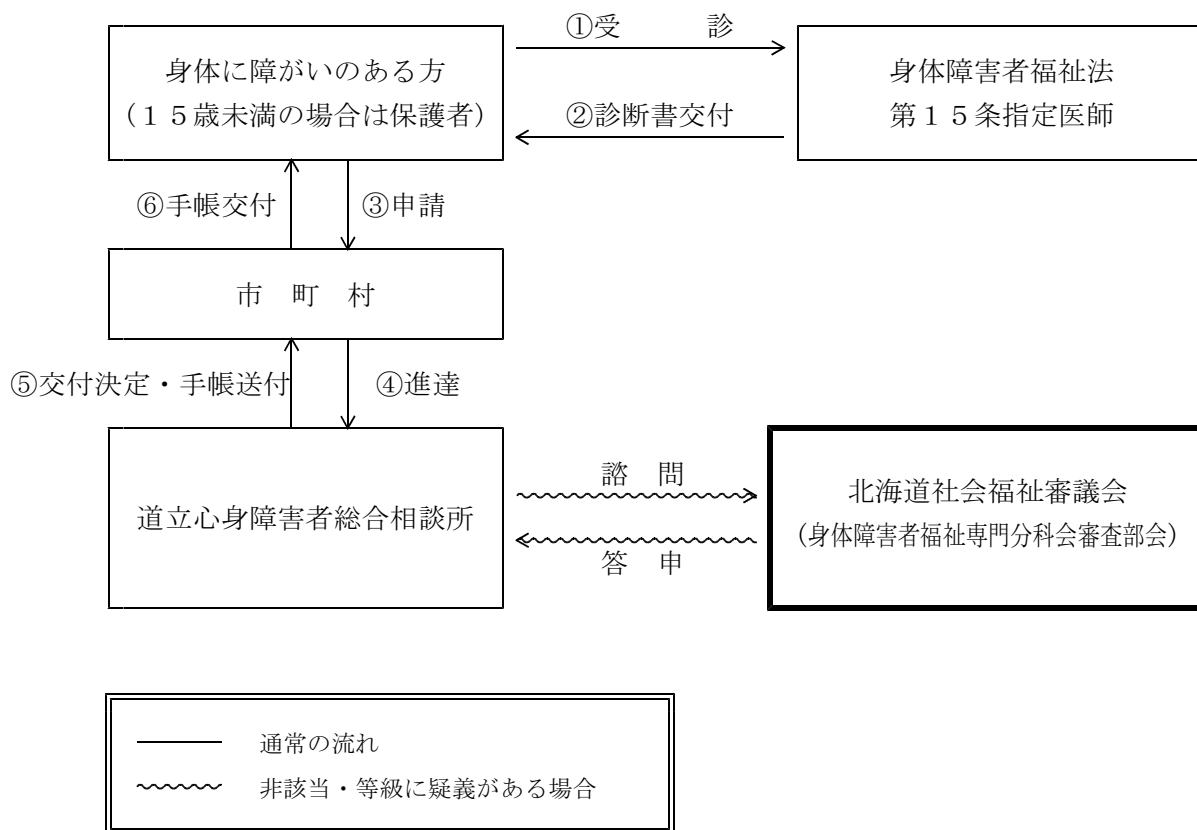
これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連性が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。

### 3 身体障害者手帳交付に係る障害程度の審査

	第 1 回			第 2 回			第 3 回			第 4 回			第 5 回			第 6 回		
	諮問 令和3年4月15日			諮問 令和3年5月18日			諮問 令和3年6月17日			諮問 令和3年7月20日			諮問 令和3年8月14日			諮問 令和3年9月21日		
	答申 令和3年4月23日			答申 令和3年5月21日			答申 令和3年6月22日			答申 令和3年7月21日			答申 令和3年8月17日			答申 令和3年9月22日		
審査結果	審査結果			審査結果			審査結果			審査結果			審査結果			審査結果		
	審査件数	手帳交付該当 医師の意見どおりの判定	その他等級として判定	審査件数	手帳交付該当 医師の意見どおりの判定	その他等級として判定	審査件数	手帳交付該当 医師の意見どおりの判定	その他等級として判定	審査件数	手帳交付該当 医師の意見どおりの判定	その他等級として判定	審査件数	手帳交付該当 医師の意見どおりの判定	その他等級として判定	審査件数	手帳交付該当 医師の意見どおりの判定	その他等級として判定
視覚障害													1	1				
聴覚障害							1		1									
平衡機能障害																		
音声・言語機能障害	1	1								1	1							
そしゃく機能障害																		
肢体不自由	5	3	2	5	5		4	4		3	2	1	3	3		7	6	1
心臓機能障害							1		1							2	2	
じん臓機能障害							1		1							2	2	
呼吸器機能障害							1		1	4	2	1	1	4	1	2	1	5
ぼうこう又は直腸機能障害				2	2		1	1					1	1		1	1	
小腸機能障害																		
免疫機能障害																		
肝臓機能障害	1		1							1	1		1	1				
合計	7	4	1	2	0	0	7	7	0	0	0	0	9	5	1	3	0	0

	第 7 回			第 8 回			第 9 回			第 10 回			第 11 回			第 12 回			合計				
	諮問 令和3年10月19日			諮問 令和3年11月12日			諮問 令和3年12月14日			諮問 令和4年1月19日			諮問 令和4年2月14日			諮問 令和4年3月14日							
	答申 令和3年10月26日			答申 令和3年11月18日			答申 令和3年12月17日			答申 令和4年1月27日			答申 令和4年2月15日			答申 令和4年3月17日							
審査結果	審査結果			審査結果			審査結果			審査結果			審査結果			審査結果			審査結果				
	審査件数	手帳交付該当 医師の意見どおりの判定	その他等級として判定	審査件数	手帳交付該当 医師の意見どおりの判定	その他等級として判定	審査件数	手帳交付該当 医師の意見どおりの判定	その他等級として判定	審査件数	手帳交付該当 医師の意見どおりの判定	その他等級として判定	審査件数	手帳交付該当 医師の意見どおりの判定	その他等級として判定	審査件数	手帳交付該当 医師の意見どおりの判定	その他等級として判定	審査件数	手帳交付該当 医師の意見どおりの判定	その他等級として判定		
視覚障害							1		1							1	1		3	2	0	0	1
聴覚障害													1	1					2	1	0	1	0
平衡機能障害																			0	0	0	0	0
音声・言語機能障害	1	1											1	1					4	4	0	0	0
そしゃく機能障害													1		1				1	0	0	1	0
肢体不自由				4	3	1	6	5	1	4	4		6	4		1	1		48	40	0	6	0
心臓機能障害				1	1											4	3	1	4	3	1	0	0
じん臓機能障害							1	1					1	1	2				5	4	2	1	0
呼吸器機能障害	2	1	1	5	4	1	4	1	2	1	3	1	2	4	1	1	2	4	36	17	9	9	1
ぼうこう又は直腸機能障害	1	1		2	2		3	3		2	1	1		1	1					14	13	0	1
小腸機能障害																			0	0	0	0	0
免疫機能障害																			0	0	0	0	0
肝臓機能障害																			3	2	1	0	0
合計	4	3	1	0	0	12	10	0	2	0	15	10	2	2	1	9	6	0	3	0	14	8	3

## 身体障害者手帳交付の流れ



<参考>

身体障害者福祉法施行令

第5条 都道府県知事は、法第15条第1項の申請があつた場合において、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない。

〔身体障害者の範囲〕

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

別表

一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの

- 1 両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ0.1以下のもの
- 2 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
- 3 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
- 4 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの

二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの

- 1 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
- 2 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
- 3 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの

三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害

- 1 音声機能、言語機能又はそしやく機能のそう失
- 2 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの

四 次に掲げる肢体不自由

- 1 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
- 2 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
- 3 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
- 4 両下肢のすべての指を欠くもの
- 5 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
- 6 1から5までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）

第36条 法別表第5号に規定する政令で定める障害は、次に掲げる機能の障害とする。

- 一 ぼうこう又は直腸の機能
- 二 小腸の機能
- 三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能
- 四 肝臓の機能

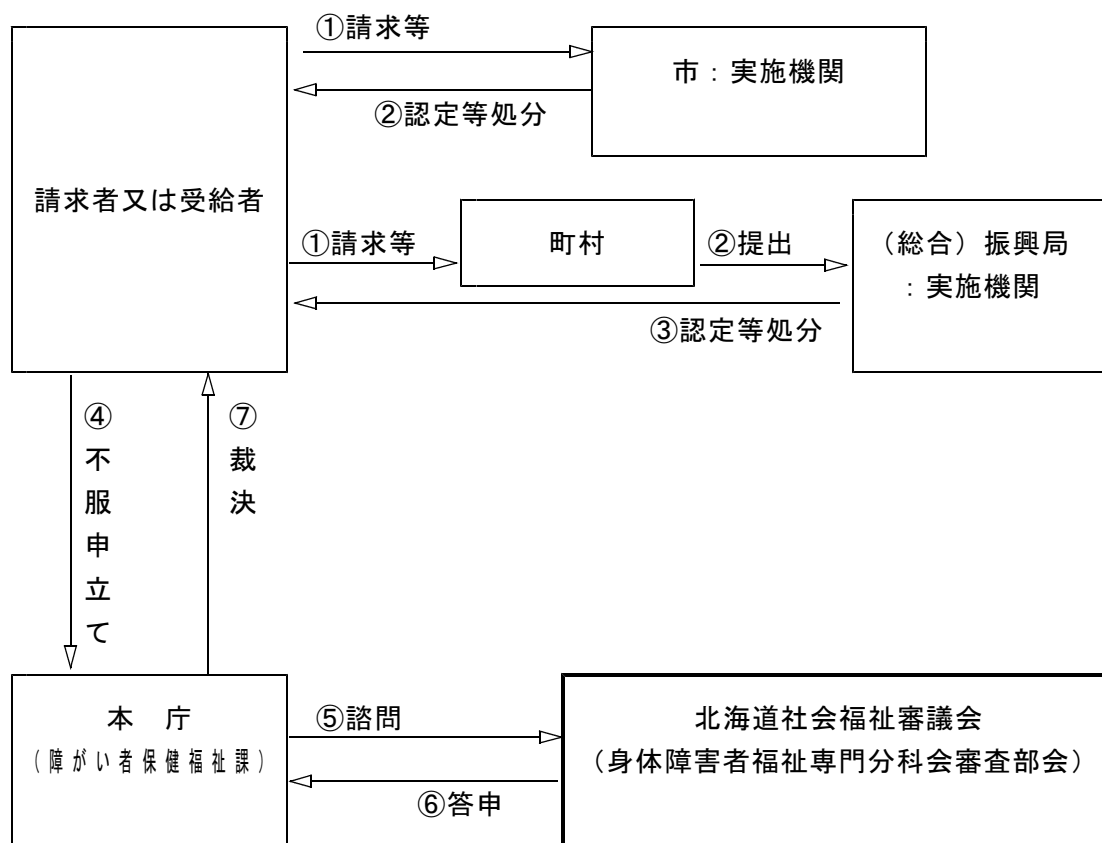
## 身体障害者手帳交付状況

北海道（札幌市、函館市、旭川市含む）

令和4年（2022年）3月31日現在

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視 覚 障 害	5,176	4,682	1,182	1,268	2,106	1,331	15,745
聴 覚 又 は 平 衡 機 能 の 障 害	727	4,791	2,992	6,948	124	8,688	24,270
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	104	192	1,701	1,028	/	/	3,025
肢 体 不 自 由	29,219	31,435	27,464	45,146	18,379	7,569	159,212
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	59,153	914	10,924	16,732	/	/	87,723
合 計	94,379	42,014	44,263	71,122	20,609	17,588	289,975

障害児福祉手当及び特別障害者手当の認定等処分に対する不服申立ての流れ



〈参考〉

○特別児童扶養手当等の支給に関する法律

(異議申立て)

第27条 都道府県知事のした特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する処分に不服がある者は、都道府県知事に異議申立てをすることができる。

(審査庁)

第28条 第38条第2項の規定により市長又は福祉事務所を管理する町村長が障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政機関の長に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

○特別障害者手当制度の創設等について（昭和60年12月28日付け社更第160号厚生省社会・児童家庭局長通知）

第二 受給資格の認定

3 障害程度の認定

(6) 都道府県知事は、障害程度の認定について実施機関から協議があった場合は、当該障害の程度に関し、身体障害者更生相談所、児童相談所、精神薄弱者更生相談所等の協力を得て適切な判断を行うこと。

なお、障害程度の認定等に関する不服申立てについては、地方社会福祉審議会の身体障害者福祉専門分科会に特別障害者手当等部会を設ける等の方法により慎重に審査すること。

障害児福祉手当の認定基準（政令別表第一）

- 一 両眼の視力の和が〇・〇二以下のもの
- 二 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
- 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 四 両上肢のすべての指を欠くもの
- 五 両下肢の用を全く廃したもの
- 六 両大腿<sup>たい</sup>を二分の一以上失つたもの
- 七 体幹の機能に座つていてできない程度の障害を有するもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
- 九 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のも
- 十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも

（備考） 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

特別障害者手当の認定基準（政令別表第二）

- 一 両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
- 二 両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
- 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しく障害を有するもの
- 四 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- 五 体幹の機能に座つていてできない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 六 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
- 七 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のも